

2026年5月8日

職員の賃上げおよび諸手当の拡充について

株式会社山梨中央銀行(頭取 古屋 賀章)は、優秀な人財確保、物価上昇への対応、職員のモチベーション向上等を目的として、昨年に引き続き、下記の通り賃上げおよび諸手当の拡充を実施しました。

当行は、人財を重要な経営資本と位置付け、今後も人的資本への積極的な投資に取り組み、職員が生き生きと安心して働くことができる環境を築くことで、豊かで、活力や幸福感に満ちあふれた「well-being な社会」の実現に貢献してまいります。

記

1. 賃上げ

初任給の引き上げおよび人事制度の一部見直し等を行い、基本給は全体で 4.81%の賃上げとなりました。

なお、定期昇給を含めた賃上げ率は、5.07%となります。

2. 家族手当の支給対象者の拡大

これまで家族手当の支給対象外であった管理職職員が、同手当の支給対象者となるよう制度を改定し、224名の管理職職員が家族手当の支給対象となりました。

なお、同手当は、健康保険上の扶養親族である子を有する職員に支給し、支給額は対象となる子の人数に応じて決められています。

3. 実施日

2026年4月

関連する SDGs



以上